

## 令和8（2026）年度中国向けOTA活用事業 企画提案仕様書

### 1 件名

令和8（2026）年度中国向けOTA活用事業（以下「事業」）

### 2 委託期間

契約締結の日から令和9（2027）年3月19日（金）まで

### 3 事業の目的

観光施策において、旅行手配が完結するOTA（Online Travel Agent）の重要性が世界的に高まっていることから、本県においても、過年度より海外で人気の高いOTAを活用し、本県の認知拡大及び宿泊予約の促進を目的とした情報発信を行っている。

中国市場については、日中間の政治情勢が不安定な中にあっても、消費意欲・消費能力の高いFIT層は引き続き訪日している。このため、中国市場で人気のOTAに本県観光地情報を掲載することにより、認知度向上及び県内宿泊施設等の予約促進を図る。また、県内を周遊する旅行商品を造成し、当該OTAサイト内で販売することで、県内宿泊施設・観光施設の予約に繋げることを目的とする。

### 4 委託業務の内容

#### (1) 大手OTAサイトへの本県専用ページの開設

##### ア 本県専用ページを開設するOTAサイト

- (ア) 中国市場で人気があり、中国人訪日旅行者の多数が利用し、訴求力のある大手OTAサイトとすること。
- (イ) 大手OTAサイトの特徴、選定理由、訪日旅行の過去送客実績等を、企画提案書に記載すること。

##### イ 本県専用ページ

- (ア) 大手OTAサイトに設置する、本県専用ページのイメージ案を企画提案書に記載すること。
- (イ) 委託者と協議の上、本県観光の魅力を伝えるほか、本県の宿泊施設、観光地、観光施設等を掲載し、実際の予約に繋がるような情報を掲載すること。
- (ウ) 委託者の指示に従い、項目の追加、削除、入替等を行うこと。
- (エ) 制作に当たっては、視覚に訴えるよう工夫すること。
- (オ) 本県専用ページ開設期間は、180日以上とすること。

#### (2) 誘導広告配信

- (ア) 大手OTAサイトに設置した本県専用ページへの流入を促すための、バナー広告配信を実施すること。
- (イ) 中国人訪日旅行者に対し、効果的なバナー画像と広告文を作成すること。
- (ウ) 選定した大手OTAのトップページに本県専用ページのバナーを1日間以上掲載すること。
- (エ) バナー広告の設置イメージ案を企画提案書に記載すること。

(3) 本県旅行商品の造成・販売

(ア) 本県を周遊する旅行商品を10本以上造成すること。

(イ) 本県専用ページから、本県旅行商品の販売に繋がる仕組みを企画提案書に記載すること。

(4) その他

3の事業目的遂行のため、上記(1)～(3)の業務内容に関連し、かつ不安定な日中間の政治情勢によるリスクや心理的影響を考慮した効果的な独自企画を各種統計データなどに基づく論理的根拠を明示して提案すること。ただし、実施要領2(4)に記載の委託料限度額内で実行できるもので、追加予算を必要としないものに限る。

## 5 留意事項

(1) 実施内容については、企画提案書の内容を踏まえ委託者と協議の上決定するものとする。

(2) 本事業に係る運営、管理及び庶務全般を行うこと。

(3) 本事業に係る一切の経費は、全て当初委託金額に含むこと。

(4) 本事業は委託者と十分に協議を行いながら事業を進めることとし、作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じたときは、その都度委託者と協議の上でその指示に従い作業を進めること。また、委託者は作業期間中いつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。なお、本仕様書に定めのない事項については、その都度協議の上で対応するものとする。

(5) 委託者との打合せごとに、A4 1枚程度の打合せ記録簿を作成し、共有すること。

(6) 受託者は、委託者が認めた場合を除き、成果物に係る著作権人格権を行使できない。

(7) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。

(8) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

(9) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適正に実施すること。

(10) 成果物に重大な瑕疵があった場合は、原因者において、回収、修正等必要な措置を講じること。

(11) 本事業は、会計検査院による実地検査の対象となるため、関係書類は事業終了日の属する年度の終了後5年間保存すること。また、会計検査院による実地検査が行われる際は、県の求めに応じ、関係書類の提出等を行うこととする。

(12) 業務実施のための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

## 6 成果指標

本県専用ページの閲覧数

1,000万PV以上

## 7 成果物の作成・提出

### (1) 提出物

事業報告書 紙媒体 1 部、USB メモリ 1 個

※事業報告書の提出にあたっては、事前に委託者の承認を受けること。

### (2) 提出期限

令和 9（2027）年 3 月 19 日（金）

### (3) 提出先

栃木県宇都宮市埜田 1-1-20

栃木県国際観光推進協議会（栃木県産業労働観光部観光交流課内）

## 8 企画提案書に盛り込む内容

### (1) 企画提案者の概要等

### (2) 企画提案内容

仕様書記載の業務内容に関する具体的な企画案を記載すること。また、仕様書に定める内容以外に独自に提案できる事項がある場合はその内容を記載すること。

### (3) 業務遂行人員体制及び業務スケジュール

事業の一部を再委託する場合には、再委託先の情報を記載すること（決まっていない場合は再委託予定先を記載）。なお、再委託を行う場合は、再委託先の国又は地方公共団体等における同様の受注業務実績を記載し、具体的な事業成果がわかる資料を添付すること。

### (4) 国又は地方公共団体等における同様の受注業務実績

### (5) 見積額（概算及び内訳）